

長野県パートナーシップ届出制度に対応する県の行政サービス等一覧

1 届出受領証等の提示が必要な行政サービス

- 県営住宅への入居申込み★

(★長野市、松本市又は駒ヶ根市の宣誓制度の利用者は、既に利用可能であったもの。以下同じ。)

2 届出受領証等を行政サービス等の利用に係る証明手段とし得るもの

(他の手段で証明することも可能)

- 県立医療機関★（県立病院・県立リハビリテーションセンター）における面会、緊急の治療への同意
- 県税に係る納税証明書の代理申請
- 犯罪被害者等の遺族見舞金の給付申請

【参考】

1 パートナーとの生活において利用可能な主な行政サービス等

- 利用に際し「パートナーシップ関係」にあることを確認されることはないもの

| 該当する行政サービス | 主な利用要件等 |
|--------------------|--|
| 自動車税の身体障がい者等に対する減免 | 障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等 |
| ながの子育て家庭優待パスポート事業 | 対象となる子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）と同居していること等 |
| 養育里親登録 | 養育者の補助者として養育に関わることができる成人の同居親族等であること等 |
| DV相談 | 生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けたこと |
| 生活保護制度 | 同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等 |
| 住居確保給付金事業 | 同一の世帯に居住し、生計を一にする者であること。収入や資産、求職活動等の支給要件を満たすこと等 |
| 特定不妊治療 | 生物学的に男女のカップルであること等の要件を満たせば利用可能な場合あり |
| 心身障害者扶養共済制度 | 障がいのある方を現に扶養している親族等であること等（掛け金の支払いが必要） |

- 利用に際して二人の氏名と関係（「新婚夫婦」又は「結婚等を予定しているカップル」から選択）を申請するもの

| 該当する行政サービス | 主な利用要件等 |
|----------------|------------------------------------|
| ながの結婚応援パスポート事業 | 1年以内に長野県パートナーシップ届出制度への届出を予定していること等 |

2 職員の福利厚生等（雇用主としての取組）

- 該当する職員の宿舍への入居★、休暇、手当、互助給付等について対応